

一般社団法人 ヘルスケア関連団体ネットワーキングの会

定款

一般社団法人 ヘルスケア関連団体ネットワークの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は一般社団法人 ヘルスケア関連団体ネットワークの会（英文表記：Voluntary Healthcare Organization Network、略称：VHO-net）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ヘルスケア関連団体に所属する代表者等が当法人の事業を通じて、相互に学習・協力・援助することで、より良い保健・医療・福祉の実現を目指し、全ての人がより健康で住みやすい社会を創造することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 前条の目的に沿った学習活動や研修
- (2) 団体間の情報交換
- (3) 前条の目的に沿った調査研究
- (4) 行政、企業、一般市民、専門職等社会への啓発および提言
- (5) 企業や他団体との協働による活動
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の構成員は、以下の社員、団体会員、個人会員及び賛助会員（以下、総称して「会員」という）とする。第1号に定める「社員」をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する「社員」とする。

- (1) 社員 当法人の団体会員または個人会員のうち、当法人の理事会において社員として承認された者
- (2) 団体会員 当法人の目的に賛同し、理事、別に定める地域世話人または地域学習会運営委員に推薦され、理事会で団体会員として承認されたヘルスケア関連団体等。
- (3) 個人会員 当法人の目的に賛同し、理事、別に定める地域世話人または地域学習会運営委員に推薦され、理事会で個人会員として承認された個人
- (4) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、理事会で賛助会員として承認された個人または団体等

(会費)

第6条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の取得)

第7条 当法人の理念・活動指針に賛同し、当法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

(メンバー登録・資格喪失)

第8条 団体会員の構成員と個人会員は当法人の会員となった時、すみやかにメンバー登録をすることを原則とする。メンバー登録の詳細については、別途理事会で定める。

2 メンバーは所属するヘルスケア関連団体の代表等を退任したとき、資格を喪失する。ただし、特別な理由がある場合は、理事会の承認を得てメンバーの資格を保持することができる。

(退会)

第9条 会員は、当該会員および当該会員に属するメンバーが次の各号の一に該当する場合には退会とする。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 継続して2年以上会費を未納したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 団体の活動が中止したとき、または団体が解散したとき。
- (5) 社員総会の議決によって除名が決定したとき。

(除名)

第10条 会員は、当該会員および当該会員に属するメンバーが次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て、これを除名することができる。ただし、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。なお、会員中、社員については、併せて第17条第2項に規定する社員総会の特別決議を受けなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つける行為、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 社員総会

(種別)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求をすることができる。

3 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画の決定
- (3) 予算及び決算
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 社員の経費の額
- (7) 社員の除名
- (8) その他重要な事項

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第19条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した社員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事及び監事は、会員の中から社員総会において選任する。
- 3 理事のうち、代表理事 1名を定める。
- 4 代表理事は理事の中から、理事会の決議によって選定する。
- 5 理事と監事を兼ねることはできない。

(職務)

第22条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 3 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 4 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。また、この規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 理事又は監事が第21条に定める定数にたりなくなるとき又はかけたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。
- 4 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第24条 理事又は監事は、社員総会の議決によって解任することができる。

(報酬)

第25条 理事及び監事に対する報酬は社員総会の決議により定める。

2 役員には費用を弁償することができる。

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名する者がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席して、その出席理事の過半数をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が、これに記名押印しなければならない。

第6章 事務局

(事務局の設置)

第32条 当法人の業務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第7章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

1. 事業計画書
2. 収支予算書

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 37 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 39 条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 40 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 補則

(補則)

第 41 条

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

(最初の事業年度)

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 3 年 12 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

2 当法人の設立時社員の氏名は、以下のとおりとする。

氏名又は名称
阿部 一彦
伊藤 智樹
増田 一世
松下 年子
森 幸子

照喜名 通
喜島 智香子

- 3 当法人の設立時理事及び設立時監事は、設立時社員の議決権の過半数の議決により選任する。
- 4 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の過半数の議決によって選定する。
- 5 当法人の設立初年度の事業計画及び予算は、設立時社員の議決権の過半数の議決により決定する。
- 6 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、設立時社員の議決権の過半数の議決により決定する。
- 7 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人ヘルスケア関連団体ネットワークの会を設立のため、この定款を作成し設立時社員が次に記名押印する。

令和3年11月8日
令和5年6月29日改定

設立時社員 阿部 一彦
設立時社員 伊藤 智樹
設立時社員 増田 一世
設立時社員 松下 年子
設立時社員 森 幸子
設立時社員 照喜名 通
設立時社員 喜島智香子

以上